平成３０年（フ）第１４３号
山梨県南アルプス市落合219番地１
債務者　櫻田　和己
１　決定年月日時　平成30年６月12日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１５０号
山梨県甲府市徳行４丁目16番26号レクセル甲府315号
債務者　井出　沙容
１　決定年月日時　平成30年６月12日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１５２号
山梨県笛吹市石和町山崎85番地２　須田住宅
債務者　川口　修平
１　決定年月日時　平成30年６月12日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第６号
長野県伊那市狐島3836番地１　ＴＳビル402号室、申立時の住所長野県伊那市日影592番地アイリス日影204号
債務者　黒岡　紀彦
１　決定年月日時　平成30年６月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成３０年（フ）第１７号
長野県駒ヶ根市赤穂4659番地１　加藤団地１号
債務者　疋田　浩靖
１　決定年月日時　平成30年６月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成３０年（フ）第２２号
岐阜県可児市土田5033番地１　フレンズハイツ103、前住所岐阜県可児市美里ケ丘２丁目71番地
債務者　楠山　浩二
１　決定年月日時　平成30年６月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成３０年（フ）第５２５号
名古屋市中川区柳堀町３番20号　プラチナコート名駅南102号
債務者　山本　　祥
１　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第５７８号
名古屋市守山区天子田３丁目701番地　大森向住宅２棟721号
債務者　森　　満幸
１　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第５８７号
名古屋市千種区春岡１丁目３番17号　伊藤マンション203号
債務者　岡村　昌和
１　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第６８６号
名古屋市守山区瀬古２丁目306番地　瀬古団地３棟402号、従前の住所名古屋市守山区瀬古東３丁目1184番地　レジデンス瀬古３Ｄ
債務者　久世菜奈美
１　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第７２５号
愛知県春日井市弥生町２丁目１番地　ミノタハイツ弥生205号
債務者　東　　孝治
１　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第７８７号
名古屋市北区長喜町３丁目８番地　城北ビル401号
債務者　今井　照子
１　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１６６号
奈良市大森町７番地の４　シティパレス21大森町304号
債務者　坂本　和行
１　決定年月日時　平成30年６月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第１０７号
和歌山市有本601番地
債務者　西村ヒトミ
１　決定年月日時　平成30年６月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第１１８号
和歌山市松江北７丁目２番６号　グランヴィア松江201
債務者　中野　将希
１　決定年月日時　平成30年６月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第１２２号
和歌山市納定13番地
債務者　佐本　武士
１　決定年月日時　平成30年６月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第１３７号
岡山市中区国富１丁目15番20号、旧住所大阪市中央区安堂寺町１丁目５番８－301号
債務者　原　　拓矢
１　決定年月日時　平成30年６月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年８月13日まで
岡山地方裁判所第３民事部